

那覇市公報

第 1 4 2 7 号

毎月 2 回 1, 1 5 日発行

発 行 所

那覇市泉崎 1 丁目 1 番 1 号

那覇市総務部総務課

目 次

条 例

- 那覇市文化財保護条例の一部を改正する条例（文化財課）…………… 1268

告 示

- 個人情報目的外利用等届出書の公表について（総務課）…………… 1269
- 個人情報業務届出書の公表について（総務課）…………… 1269
- 個人情報目的外利用等届出書の公表について（総務課）…………… 1271
- 平成 18 年（2006 年）1 月那覇市議会臨時会の招集について（総務課）… 1271
- 那覇市要保護児童対策地域協議会を設置したことについて（こども課）… 1271

公 告

- 那覇広域都市計画公園事業の施行について（花とみどり課）…………… 1272
- 那覇広域都市計画公園事業の施行について（花とみどり課）…………… 1273
- 那覇広域都市計画公園事業の施行について（花とみどり課）…………… 1274
- 那覇広域都市計画公園事業の施行について（花とみどり課）…………… 1274
- 那覇広域都市計画公園事業の施行について（花とみどり課）…………… 1275
- 那覇広域都市計画公園事業の施行について（花とみどり課）…………… 1276
- 那覇広域都市計画公園事業の施行について（花とみどり課）…………… 1276
- 住民票の職権消除の公示について（市民課）…………… 1277
- 平成 18 年度那覇市有料広告枠売買契約に係る一般競争入札の実施について
（秘書広報課）…………… 1277

上下水道局告示

- 「指定の停止」について…………… 1279
- 那覇市排水設備指定工事店の新規指定について…………… 1280

条 例

那覇市条例第 1 号

平成18年 1 月17日

公 布 済

那覇市文化財保護条例の一部を改正する条例をここに公布する。

那覇市長 翁 長 雄 志

那覇市文化財保護条例の一部を改正する条例

那覇市文化財保護条例（昭和48年那覇市条例第24号）の一部を次のように改正する。

第21条第4項中「第56条の3第1項」を「第71条第1項」に改める。

第27条第4項中「第56条の10第1項」を「第78条第1項」に改める。

第32条第2項中「第69条第1項」を「第109条第1項」に改める。

第35条の3第4項中「第83条の7第1項」を「第147条第1項」に改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

告 示

那覇市告示第 9 2 号

平成 1 8 年 1 月 1 0 日

掲 示 済

個人情報目的外利用等届出書の公表について

那覇市個人情報保護条例第 9 条及び同施行規則第 8 条の規定に基づき、個人情報目的外利用等届出書を別紙のとおり公表する。

那覇市長 翁 長 雄 志

(別紙略)

那覇市告示第 9 3 号

平成 1 8 年 1 月 1 0 日

掲 示 済

個人情報業務届出書の公表について

那覇市個人情報保護条例第 7 条及び同施行規則第 2 条の規定に基づき、個人情報業務届出書を別紙のとおり公表する。

那覇市長 翁 長 雄 志

第 1 号様式(第19条関係)

個 人 情 報 業 務 届 出 書

平成 1 8 年 1 月 6 日

那覇市長 様

実施機関 那覇市長 翁長 雄志



那覇市個人情報保護条例第7条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

届 出 番 号		届出担当課	情報政策課	電話	内2537	
個人情報管理責任者	情報政策課長					
業 務 の 名 称	那覇市安心安全情報共有システム					
業 務 の 目 的	那覇市安心安全情報共有システム利用者の特定					
個人情報の対象者	那覇市安心安全情報共有システム利用者					
業務の開始年月日	□継 続 / ■新 規 (平成18年1月10日)					
個 人 情 報 の 内 容	基本的事項	思想・信条	社会的活動	経済的活動	心 身	そ の 他
	■氏 名	□思 想	□職 業	□収 入	□健康状態	□
	■住 所	□宗 教	□地 位	□資産状況	□容 姿	□
	■性 別	□支持政党	□学 歴	□公租公課	□病 歴	□
	■生年月日	□主義主張	□資 格	□経済取引	□障害程度	□
	□国 籍	□趣味嗜好	□団体加入	□公的扶助	□	□
	□本 籍	□犯 歴 等	□賞 罰	□	□	□
	□続 柄	□	□学業成績	□	□	□
	□親族関係	□	□勤務成績	□	□	□
	□婚姻離婚	□	□	□	□	□
■その他	□その他	□その他	□その他	□その他	□	
個人情報の収集方法	■本 人 / □本人以外 (法令・公知性・緊急性・審議会)					
個人情報の収集時期	□定 期 (月 ~ 月) / ■随 時					
個人情報の告知方法	□文 書 □口 頭 ■告 示 □申請等 □その他					
個人情報の記録形態	■文 書 □図 面 □マイクロフィルム ■電磁媒体 □その他					
備 考						

(注) 那覇市個人情報保護条例第7条第3項の規定による届出は、その理由を「備考」欄に記入すること。

那覇市告示第 9 4 号

平成 1 8 年 1 月 1 3 日

掲 示 済

個人情報目的外利用等届出書の公表について

那覇市個人情報保護条例第 9 条及び同施行規則第 8 条の規定に基づき、個人情報目的外利用等届出書を別紙のとおり公表する。

那覇市長 翁 長 雄 志

(別紙略)

那覇市告示第 1 2 0 号

平成 1 8 年 1 月 2 0 日

掲 示 済

平成 18 年 (2006 年) 1 月那覇市議会臨時会の招集について

平成 18 年 (2006 年) 1 月那覇市議会臨時会を次のように招集する。

那覇市長 翁 長 雄 志

- 1 招 集 の 日 平成 18 年 1 月 22 日 (日)
- 2 招 集 の 場 所 那覇市議会議場
- 3 付 議 事 件 名
 - (1) 米軍 F 15 戦闘機の墜落事故に関する意見書
 - (2) 米軍 F 15 戦闘機の墜落事故に関する抗議決議

那覇市告示第 1 2 4 号

平成 1 8 年 2 月 1 日

那覇市要保護児童対策地域協議会を設置したことについて

児童福祉法 (昭和 2 2 年法律第 1 6 4 号。以下「法」という。) 第 2 5 条の 2 第 1 項の規定に基づき要保護児童の適切な保護を図るため、要保護児童対策地域協議会 (以下「協議会」という。) を設置したので、告示します。

那覇市長 翁 長 雄 志

- 1 協議会の名称
那覇市要保護児童対策地域協議会
 - 2 協議会に係る要保護児童対策調整機関の名称
那覇市 健康福祉部 こども課
 - 3 協議会を構成する関係機関等の名称及び法律第 2 5 条の 5 第 1 号から第 3 号までのいずれかに該当するかの別
- | | |
|---------------------------|-------------------|
| 沖縄県中央児童相談所 | 法第 2 5 条の 5 第 1 号 |
| 那覇市社会福祉協議会 | 法第 2 5 条の 5 第 2 号 |
| 社会福祉法人立保育園那覇市園長会 | 法第 2 5 条の 5 第 3 号 |
| 那覇市民生委員児童委員連合会 | 法第 2 5 条の 5 第 3 号 |
| 那覇市福祉事務所 | 法第 2 5 条の 5 第 1 号 |
| 沖縄県中央保健所 | 法第 2 5 条の 5 第 1 号 |
| 那覇市立病院 | 法第 2 5 条の 5 第 1 号 |
| 那覇市教育委員会 学校教育部 | 法第 2 5 条の 5 第 1 号 |
| 那覇警察署 | 法第 2 5 条の 5 第 1 号 |
| 豊見城警察署 | 法第 2 5 条の 5 第 1 号 |
| 那覇地方法務局 人権擁護課 | 法第 2 5 条の 5 第 1 号 |
| 沖縄県女性相談所 | 法第 2 5 条の 5 第 1 号 |
| 那覇市 総務部 男女共同参画室 | 法第 2 5 条の 5 第 1 号 |
| その他連絡、連携が必要と認められ、市長が指定する者 | 法第 2 5 条の 5 第 3 号 |

公 告

那覇市公告第 1 4 0 号
平成 1 8 年 1 月 6 日
掲 示 済

那覇広域都市計画公園事業の施行について

都市計画法（昭和 4 3 年法律第 1 0 0 号）第 6 2 条第 1 項の規定による事業認可の図書の送付を受けたので、同法第 6 2 条第 2 項及び同法施行規則第 4 9 条の規定に基づき「事業地を表示する図書」を公衆の縦覧に供する。

那覇市長 翁 長 雄 志

- 1 都市計画事業の種類及び名称
種 類 那覇広域都市計画公園事業
名 称 4 ・ 3 ・ 那 4 号 大石公園
- 2 施行者の氏名
那 覇 市

- 3 事業所の所在地
沖縄県那覇市泉崎 1 丁目 1 番 1 号
- 4 事業地の所在地
沖縄県那覇市識名 1 丁目地内及び繁多川 5 丁目地内
- 5 事業の施行期間
平成 8 年 5 月 2 1 日から平成 2 0 年 3 月 3 1 日まで
- 6 縦覧の場所
那覇市役所 建設管理部 花とみどり課
(那覇市銘苅 2 丁目 3 番 1 号、銘苅庁舎 3 階)

那覇市公告第 1 4 1 号
平成 1 8 年 1 月 6 日
掲 示 済

那覇広域都市計画公園事業の施行について

都市計画法(昭和 4 3 年法律第 1 0 0 号)第 6 2 条第 1 項の規定による事業認可の図書の送付を受けたので、同法第 6 2 条第 2 項及び同法施行規則第 4 9 条の規定に基づき「事業地を表示する図書」を公衆の縦覧に供する。

那覇市長 翁 長 雄 志

- 1 都市計画事業の種類及び名称
種 類 那覇広域都市計画公園事業
名 称 3・3・那 1 号 城岳公園
- 2 施行者の氏名
那 覇 市
- 3 事業所の所在地
沖縄県那覇市泉崎 1 丁目 1 番 1 号
- 4 事業地の所在地
沖縄県那覇市楚辺 1 丁目地内
- 5 事業の施行期間
昭和 5 6 年 4 月 2 7 日から平成 2 0 年 3 月 3 1 日まで
- 6 縦覧の場所
那覇市役所 建設管理部 花とみどり課
(那覇市銘苅 2 丁目 3 番 1 号、銘苅庁舎 3 階)

那覇市公告第 1 4 2 号
平成 1 8 年 1 月 6 日
掲 示 済

那覇広域都市計画公園事業の施行について

都市計画法（昭和 4 3 年法律第 1 0 0 号）第 6 2 条第 1 項の規定による事業認可の図書の送付を受けたので、同法第 6 2 条第 2 項及び同法施行規則第 4 9 条の規定に基づき「事業地を表示する図書」を公衆の縦覧に供する。

那覇市長 翁 長 雄 志

- 1 都市計画事業の種類及び名称
種 類 那覇広域都市計画公園事業
名 称 3・3・那 8 号 森口公園
- 2 施行者の氏名
那 覇 市
- 3 事業所の所在地
沖縄県那覇市泉崎 1 丁目 1 番 1 号
- 4 事業地の所在地
沖縄県那覇市字小禄森口原地内
- 5 事業の施行期間
平成 2 年 6 月 1 5 日から平成 2 0 年 3 月 3 1 日まで
- 6 縦覧の場所
那覇市役所 建設管理部 花とみどり課
(那覇市銘苅 2 丁目 3 番 1 号、銘苅庁舎 3 階)

那覇市公告第 1 5 1 号
平成 1 8 年 1 月 2 0 日
掲 示 済

那覇広域都市計画公園事業の施行について

都市計画法（昭和 4 3 年法律第 1 0 0 号）第 6 2 条第 1 項の規定による事業認可の図書の送付を受けたので、同法第 6 2 条第 2 項及び同法施行規則第 4 9 条の規定に基づき「事業地を表示する図書」を公衆の縦覧に供する。

那覇市長 翁 長 雄 志

- 1 都市計画事業の種類及び名称
種 類 那覇広域都市計画公園事業
名 称 3・3・那 1 6 号 首里崎山公園

- 2 施行者の氏名
那 覇 市
- 3 事業所の所在地
沖縄県那覇市泉崎 1 丁目 1 番 1 号
- 4 事業地の所在地
沖縄県那覇市首里崎山町 1 丁目及び 4 丁目地内
- 5 事業の施行期間
平成 5 年 1 0 月 1 5 日から平成 2 0 年 3 月 3 1 日まで
- 6 縦覧の場所
那覇市役所 建設管理部 花とみどり課
(那覇市銘苅 2 丁目 3 番 1 号、銘苅庁舎 3 階)

那覇市公告第 1 5 2 号

平成 1 8 年 1 月 2 0 日

掲 示 済

那覇広域都市計画公園事業の施行について

都市計画法 (昭和 4 3 年法律第 1 0 0 号) 第 6 2 条第 1 項の規定による事業認可の図書の送付を受けたので、同法第 6 2 条第 2 項及び同法施行規則第 4 9 条の規定に基づき「事業地を表示する図書」を公衆の縦覧に供する。

那覇市長 翁 長 雄 志

- 1 都市計画事業の種類及び名称
種 類 那覇広域都市計画公園事業
名 称 5・5・那 2 号 末吉公園
- 2 施行者の氏名
那 覇 市
- 3 事業所の所在地
沖縄県那覇市泉崎 1 丁目 1 番 1 号
- 4 事業地の所在地
沖縄県那覇市首里末吉町 1 丁目地内及び首里儀保町 4 丁目地内
- 5 事業の施行期間
昭和 4 7 年 9 月 2 0 日から平成 2 0 年 3 月 3 1 日まで
- 6 縦覧の場所
那覇市役所 建設管理部 花とみどり課
(那覇市銘苅 2 丁目 3 番 1 号、銘苅庁舎 3 階)

那覇市公告第 1 5 3 号

平成 1 8 年 1 月 2 0 日

掲 示 済

那覇広域都市計画公園事業の施行について

都市計画法（昭和 4 3 年法律第 1 0 0 号）第 6 2 条第 1 項の規定による事業認可の図書の送付を受けたので、同法第 6 2 条第 2 項及び同法施行規則第 4 9 条の規定に基づき「事業地を表示する図書」を公衆の縦覧に供する。

那覇市長 翁 長 雄 志

- 1 都市計画事業の種類及び名称
種 類 那覇広域都市計画公園事業
名 称 5・5・那 3 号 識名公園
- 2 施行者の氏名
那 覇 市
- 3 事業所の所在地
沖縄県那覇市泉崎 1 丁目 1 番 1 号
- 4 事業地の所在地
沖縄県那覇市字識名東原地内、
字真地御殿原地内及び字真地上原地内
- 5 事業の施行期間
昭和 5 8 年 8 月 8 日から平成 2 0 年 3 月 3 1 日まで
- 6 縦覧の場所
那覇市役所 建設管理部 花とみどり課
(那覇市銘苅 2 丁目 3 番 1 号、銘苅庁舎 3 階)

那覇市公告第 1 5 4 号

平成 1 8 年 1 月 2 0 日

掲 示 済

那覇広域都市計画公園事業の施行について

都市計画法（昭和 4 3 年法律第 1 0 0 号）第 6 2 条第 1 項の規定による事業認可の図書の送付を受けたので、同法第 6 2 条第 2 項及び同法施行規則第 4 9 条の規定に基づき「事業地を表示する図書」を公衆の縦覧に供する。

那覇市長 翁 長 雄 志

- 1 都市計画事業の種類及び名称
種 類 那覇広域都市計画公園事業
名 称 4・3・那1号 緑ヶ丘公園
- 2 施行者の氏名
那 覇 市
- 3 事業所の所在地
沖縄県那覇市泉崎1丁目1番1号
- 4 事業地の所在地
沖縄県那覇市牧志1丁目地内
- 5 事業の施行期間
昭和47年9月20日から平成20年3月31日まで
- 6 縦覧の場所
那覇市役所 建設管理部 花とみどり課
(那覇市銘苅2丁目3番1号、銘苅庁舎3階)

那覇市公告第155号
平成18年1月20日
掲 示 済

住民票の職権消除の公示について

住民票の職権消除の通知を受けるべき者の住所又は居所が明らかでないため、住民基本台帳法施行令(昭和42年政令第292号)第12条第4項の規定により公示する。

那覇市長 翁 長 雄 志

(別紙省略)

那覇市公告第163号
平成18年2月1日

平成18年度那覇市有料広告枠売買契約に係る一般競争入札の実施について

地方自治法第234条第1項の規定に基づき、一般競争入札により契約を締結するので地方自治法施行令167条の6及び那覇市契約規則第13条の規定により、次のように公告する。

那覇市長 翁 長 雄 志

1 入札に付する事項

- (1) 業務名 平成18年度那覇市有料広告枠売買契約
- (2) 履行場所 那覇市泉崎1丁目1番1号 市長公室秘書広報課
- (3) 履行内容 仕様書による
- (4) 契約予定日 平成18年4月1日
- (5) 履行期間 平成18年4月1日から平成19年3月31日まで

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる事項のすべてを満たすものでなければ入札に参加することができません。

- (1) 一般競争入札に係る契約を締結する能力を有しないもの（以下「能力のない者」という。）および破産者で復権を得ない者でないこと。
能力のない者とは、成年被後見人、被保佐人、被補助人で契約の締結に関し同意権付与の審判を受けた人および未成年者で営業の許可を受けていない者をいう。
- (2) 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 2 項各号のいずれかに該当すると認められる者で、その事実があった後 2 年を経過しない者またはその者を代理人、支配人その他の使用人もしくは入札代理人として使用する者でないこと。
- (3) 市税を滞納していないこと
- (4) 経営状態が著しく不健全であると認められないこと
- (5) 公告日から入札執行日までの間に、本市から那覇市指名停止等措置要領に基づく指名停止の措置を受けている期間がないこと（那覇市指名停止等措置要領別表第1および第2の各号に掲げる措置要件に該当していないこと）

3 入札執行の日時及び場所

- (1) 日時 平成18年3月24日（金）午後2時
- (2) 場所 那覇市泉崎1丁目1番1号
那覇市役所 4階 「庁議室」

4 入札保証金

入札保証金は、第 1 回目に見積もる契約金額の 100 分の 5 相当額を加算した金額の 100 分の 5 以上とする。

5 入札参加資格の確認申請

- (1) 提出期限 平成17年2月28日（火）午後5時15分
- (2) 提出場所 那覇市泉崎1丁目1番1号
市長公室 秘書広報課 広報班（市役所4階）

6 入札の無効

入札に参加する資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とします。

7 お問い合わせ

那覇市総務部市長公室秘書広報課広報班

〒900-8585 那覇市泉崎1丁目1番1号

電話 098-862-9942 FAX 098-869-8190

上下水道局告示

那覇市上下水道局告示第15号

平成18年1月11日

掲 示 済

「指定の停止」について

那覇市上下水道事業管理者

上下水道局長 高嶺 晃

1 処分をした年月日 平成18年1月11日

2 商号名 有限会社 オキナワ建水工業

3 代表者名 比嘉 秀国

4 所在地 うるま市赤野970番地

5 登録番号 那覇市上下水道局指定給水装置工事事業者 第181号

6 処分内容 指定の効力を6月間停止する。
(平成18年1月12日から平成18年7月11日までの6月間)

7 処分の原因となった事実

那覇市上下水道局指定給水装置工事事業者規程第13条(事業の運営に関する基準)に違反し、那覇市上下水道局指定給水装置工事事業者規程第9条(指定の停止)に該当すると認められたため。

那覇市上下水道局告示第 1 6 号

平 成 1 8 年 1 月 1 3 日

掲 示 済

那覇市排水設備指定工事店の新規指定について

那覇市下水道条例第 1 1 条の規定に基づき、次のとおり新規指定をしたので告示する。

那覇市上下水道事業管理者

上下水道局長 高嶺 晃

指定 (登録) 番号 第 3 8 5 号

指定工事店名 呉屋設備

営業所所在地 西原町字与那城 3 4 2 番地の 4

代表社名 呉屋 秀信

有効期間 自 平成 1 7 年 1 2 月 2 7 日

至 平成 2 2 年 3 月 3 1 日